

指導行政のポイント

“特別支援学校”法案の上程

菱村 幸彦

3月7日、文部科学省は「学校教育法等の一部を改正する法律案」(以下「法案」)を国会に上程した。

障害種別を超えて一本化

今年はじめの本紙(第131号)において、昨年末公表された中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」を取り上げ、答申では障害を有する子どもの教育について「特殊教育」から「特別支援教育」への転換を提言していることを紹介した。

今回の法案は、この答申の提言を制度化しようとするものである。法案のタイトルが「学校教育法等の一部を改正する法律案」となっているのは、法案の中身が、学校教育法の一部改正、教育職員免許法の一部改正、その他関係法律の一部改正、と多数の法律の改正を含むからである(その他関係法律の改正は、実に54本に及ぶ)。

紙数の制約があるので、ここでの紹介は学校教育法の改正に限定せざるを得ないが、学校教育法の改正のポイントは、次のとおりである。

- (1) 盲・聾・養護学校を障害種別を超えた「特別支援学校」に一本化する。
- (2) 特別支援学校においては、在籍児童・生徒の教育を行うほか、幼・小・中・高校等に在籍する障害のある児童・生徒等について助言・援助に努める旨の規定を設ける。
- (3) 幼・小・中・高校等においては、障害のある児童・生徒等に対して、障害による困難を克服するための教育を行うとする旨の規定を設ける。
- (4) 小・中学校に置かれる特殊学級を「特別支援教室」に改める。
- (5) 施行日は、平成19年4月1日からとする。

上記の諸点について、もう少し詳しく解説してみよう。

まず、前記(1)の「特別支援学校」の一本化は、障害の重複化への対応のためである。現在、盲・聾・養護学校に在籍する児童・生徒の半数近く(肢体不自由養護学校では約7割)が重複障害学級に在籍するなど、障害の重度・重複化への対応が喫緊の課題となっている。

各都道府県等では複数の障害に対応する併設型の養護学校の設置や、盲・聾・養護学校の配置の見直しなどの検討を進めているが、特別支援学校制度への転換により、複数の障害に対応した学校の設置ができるので、より適切な対応が可能となる。

通常学級での教育支援を明記

前記(2)の特別支援学校による助言・援助規定は、特別支援学校が幼・小・中・高校等に対し特別支援教育に関するセンター的機能をもつことを法令上明記するものである。

センター的機能としては、小・中学校等の教員への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、障害のある児童・生徒への指導・支援、小・中学校教員に対する研修協力などが考えられる。ただ、すべての特別支援学校が一律の機能を担うことは現実的ではないので、各学校の実情に応じて弾力的に対応することとなる。

前記(3)の幼・小・中・高校等における特別支援教育の対象となるのは、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の児童・生徒等である。小・中学校におけるこれらの障害をもつ児童・生徒への教育支援については、すでにガイドライン(試案)も公表され、各地で取組みが始まっているが、今回、これが法律で明記されるわけで、法案成立後は、すべての学校で本格的な取組みが要請されることになる。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●3月27日刊! ● 長谷川元洋【編】安保和幸【法律監修】A5判 240頁 2310円 教育開発研究所・刊

『どう対処する! 校長・教頭のための個人情報保護対策』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください(24時間受付・即日発送)